

令和2年5月29日

放課後等デイサービス事業所 各位

旭川市福祉保険部障害福祉課

放課後等デイサービスの報酬単価の取扱いについて

今般、「緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その2）」（令和2年5月28日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）が発出されたことから、旭川市の取扱いをお知らせします。

1 放課後等デイサービスの学校休業日単価の適用について

令和2年6月1日から、学校が通常通りの登校に戻りますが、令和2年6月14日まで学校休業日単価を適用するよう取り扱われたい。

2 新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱い

放課後等デイサービス事業所において、定員を超過して児童を受け入れた場合や人員基準を満たさない場合でも減算を適用しないこと、電話等による代替的な支援であっても事業所に通所して支援をしたときと変わらず報酬の対象とすること等の柔軟な取扱いを可能としているが、この取扱いは当面、継続することとします。

この場合について、従来どおり、欠勤の理由、欠席の理由、居宅等への訪問を拒否された理由、代替的な支援の内容などについて記録してください。

注 本取扱いは現時点における内容です。今後、厚生労働省などから指示があった場合は、変更する可能性があります。

他市町村の利用者がいる場合は、当該自治体に問合せください。

(連絡先)

障害福祉課障害サービス係

電話 (0166)25-9854